



香寺包括だより

担当小学校区：香呂・中寺・香呂南

地域のみなさんの力で 高齢者虐待を防ごう！

高齢者虐待は誰もが直面する可能性のある身近な問題です。

一人ひとりの「気づき」や地域での「支えあい」が高齢者虐待防止につながります。



高齢者虐待とは

高齢者に対して、心や身体に深い傷を負わせるなど、高齢者の基本的人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。養護者が虐待していることの自覚、また、高齢者が虐待されているとの自覚は問いません。私たち一人ひとりが、身近な問題として関心を持つことで、高齢者虐待防止につながります。

● 身体的虐待

殴る、蹴るなどの暴力行為。ベッドに縛り付けるなどの身体拘束などを行うこと。

● 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

入浴させない、食事を与えない、必要な医療・介護サービスを受けさせない。

長時間の放置など、放ったらかしにすること。

● 心理的虐待

怒鳴る、悪口を言う、意図的に無視するなど、心理的に苦痛を与えること。

● 経済的虐待

日常的に金銭を渡さない、使わせない、年金や預貯金を高齢者の意思・利益に反して勝手に使ってしまうこと。

● 性的虐待

高齢者に合意を得ずにわいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。

～「虐待」とは定義されていませんが、高齢者虐待に準じた対応が求められる例のひとつ～

セルフ・ネグレクト 介護・医療サービスの利用を拒否する。不衛生な住居に住んでいる。食事や水分を摂っていない。地域から孤立している。

高齢者虐待の要因・背景

高齢者虐待は、様々な要因が重なり合って発生しています。

- 介護疲れ、介護による**ストレス**
- **認知症**への不十分な理解
- **経済的**な問題
- 親族・地域からの**孤立**
- **家族の精神疾患、障害、その他疾患** など

養護者支援

高齢者虐待は、あってはならないことですが、虐待をしてしまった養護者を悪者と決めつけて攻め立てたり、懲らしめて正そうとしたりすることでは解決になりません。高齢者虐待防止法には、養護者支援についても明記されています。養護者が抱える不安を軽減するために、一緒に考えることが大切です。





高齢者虐待のサインに気づこう！

【身体的虐待】

- ・説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁にみられる
- ・腕や足の内側、背中などに痣やミミズ腫れがある
- ・頭、顔、背中などに傷がある
- ・傷や痣の説明のつじつまが合わない
- ・「家に居たくない」「蹴られる」などの訴えがある

【心理的虐待】

- ・食欲の変化(過食、拒食がみられる)
- ・悪夢、眠ることの恐怖、過度の睡眠等の訴えがある
- ・過度の恐怖心、怯えがある
- ・強い無力感、あきらめ、なげやりな態度がある

【性的虐待】

- ・肛門や性器に出血や傷がある、性器に痛みや痒みがあるなど普段と違った訴えがある

【経済的虐待】

- ・安定した生活を送っていたが、急にお金が無いと訴えがある
- ・費用のかかるサービスは止めたいと訴えがある
- ・サービスの費用支払いや生活費の支払いが突然できなくなる
- ・預貯金が知らない間に引き出されたと訴えがある

【介護・世話の放棄、放任】

- ・住居や部屋が極端に不衛生的、悪臭がする
- ・濡れたままの下着を身につけている
- ・褥瘡や潰瘍が多数できている
- ・部屋の中に服やおむつが散乱している
- ・寝具や衣類が汚れたままのことが多い
- ・お風呂に入っている様子がない
- ・栄養失調の状態にある
- ・適切な受診ができていない

【家族からのサイン】

- ・高齢者に対する質問に介護者が全て答えてしまう
- ・高齢者に対して冷淡、無関心な態度、暴言を吐く
- ・支援に対して非協力的である
- ・高齢者に面会させない
- ・受診や入院の勧めがあっても拒否する
- ・介護疲れの著しい様子がみられる

虐待は単体で生じるより、いくつも絡み合って発生することが多いです

高齢者虐待の早期発見のために

関わる人や近隣の人からの相談・連絡がきっかけで、高齢者虐待の早期発見・早期対応が可能となります。見守り、支え合い、誰もが安心して暮らせる住みよいまちを目指しましょう。

さりげない手助けや見守り・声かけなど、ちょっとした勇気と優しさで、虐待の深刻化を防ぐことができます

参照：姫路市高齢者虐待等防止対応マニュアル、高齢者虐待を防ごう！パンフレット





「虐待かな?」と思ったら、自分一人で悩まず、
どんな小さなことでも

香寺地域包括支援センター

にご相談ください

通報には抵抗がある・・・

法律上は「通報」とあり「通報したあとにどうなるのか?」「通報したらその家庭を壊してしまうのでは?」等の抵抗があると思います。その場合は通報ではなく、「相談」「情報提供」として連絡ください。通報・相談受理者には、守秘義務が課せられています。通報者・相談者が特定されないように配慮し対応します。

また、匿名での相談、虐待の有無が不確定、その他情報も不確定でも構いません。本人、家族の了承は必要ありません。

姫路市、兵庫県の虐待に関するデータ

1. 相談・通報件数

姫路市の相談・通報件数	平成30年度	令和元年度
	97	147
兵庫県の相談・通報件数	平成30年度	令和元年度
	1,825	1,874

2. 相談・通報者

	姫路市 令和元年度		兵庫県 令和元年度	
	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)
介護支援専門員(ケアマネジャー)	50	33.6	648	31.9
介護保険事業所職員	7	4.7	115	5.7
医療機関従事者	2	1.3	71	3.5
近隣住民・知人	3	2.0	46	2.3
民生委員	9	6.0	55	2.7
被虐待者本人	13	8.7	117	5.8
家族・親族	14	9.4	124	6.1
虐待者自身	6	4.0	40	2.0
当該市町村行政職員	18	12.1	136	6.7
警察	22	14.8	568	28.0
その他	5	3.4	109	5.4
不明(匿名を含む)	0	0.0	1	0.0
合計	149	100	2030	100

3. 虐待の内容(重複あり)

	姫路市 令和元年度		兵庫県 令和元年度	
	人数	構成割合(%)	人数	構成割合(%)
身体的虐待	7	58.3	534	66.4
介護等放棄	1	8.3	158	19.7
心理的虐待	9	75.0	261	32.5
性的虐待	0	0.0	2	0.2
経済的虐待	1	8.3	101	12.6



ケアマネジャーからの相談・通報が多く、年々通報件数は増加しています。

日頃から高齢者に関わる機会の多い方ほど相談者・通報者と成り得やすいと考えられます。



不審者情報！

犯罪や事故の発生には至っていませんが、香寺町内でこんな事例がありました！

近くに住んでいる家族が、一人暮らしの高齢の親をたずねたところ、見知らぬ自動車が停まっており、50歳代ぐらいの女性二人が自宅内に上がり込もうとしていた。女性は「親の友達だ」と言うが知り合いではない。何か盗られたり、購入させられたりの被害はなかった。

見知らぬ訪問者には応対しない。応対する場合には家族等、信頼できる人に同席をお願いしましょう！

不審な電話は、すぐに110番通報又は最寄りの警察署、#9110に相談を！

犯罪や事故の発生には至ってないけれど、消費者被害・悪質商法など警察に相談したいことがあるときには

警察相談専用電話#9110をご利用ください。

全国どこからでも、電話をかけた地域を管轄する警察本部などの相談窓口につながります。

○警察相談専用電話 電話 #9110

(078)361-2110

FAX (078)341-2110 月～金 9:00～17:00(土日祝日、12/29～1/3除く)

○姫路警察署 電話 (079)222-0110

高齢者の身近な相談窓口

姫路市香寺地域包括支援センター

受託法人：社会福祉法人 徳宗福祉会

地域包括支援センターは、市が設置している高齢者相談窓口です。

まずは、お気軽にお電話ください。自宅にお伺いしての相談にも応じます。

姫路市香寺町中屋14(香寺事務所 3階)

☎ 079-232-3337

●相談受付時間

平日 8:35～17:20

※緊急時は休日・夜間の相談も可能です。



いつでも気軽にご相談ください